

令和8年度

御浜町ふるさと納税（まちづくり寄附金）

返礼品提供事業者の募集について

御浜町では、ふるさと納税によるご寄附をいただいた方にお礼の品（以下「返礼品」という）として地元特産品を贈呈しています。

つきましては、令和8年度ふるさと納税返礼品として、地元特産品等をご提供いただける事業者を募集します。

応募を希望される事業者様は、別紙「募集要項」をご確認いただき、提出書類に必要事項を記入の上、必要書類を添えて、御浜町役場総務課までお申し込みください。



- ① 申込期日 令和8年3月2日から随時受付を行います。
総務省への照会が必要なため運用開始までにはお時間を要します。
(照会手続きは町で行います。)
- ② スケジュール 受付→御浜町にて選考→選考結果→総務省へ照会→
通知→運用開始
- お問い合わせ先 御浜町役場総務課 財政係
電話 05979-3-0505

令和8年度 御浜町ふるさと納税（まちづくり寄附金） 返礼品提供事業者募集要項

ふるさと納税制度による御浜町への寄附促進と地元特産品PR、販売促進等の相乗効果を図るため、ふるさと納税寄附者へ返礼品を提供する返礼品提供事業者（以下「提供事業者」という。）を募集します。

1. 返礼品提供事業者の要件

- (1) 提供事業者は、御浜町の商品としての信頼を損なうことがないよう、規格・品質等に真摯に対応すること。
- (2) 本社（本店）、支社（支店）及び提供事業所の全て又はいずれかが御浜町内にある法人、団体又は、個人事業者であること。ただし、御浜町の地域振興につながる商品又はサービスを提供する提供事業者と判断され、かつ町長が認める場合はこの限りではありません。
- (3) 町税および国民健康保険税を滞納していないこと。
- (4) 御浜町が指定する宅配業者による配送が可能であること、及び全国どこでも配送が可能なこと。
- (5) ポータルサイト等掲載用の特産品画像の提供ができること。（提供できる画像がない場合や提供された画像の画質が悪い場合、撮影用の特産品提供が可能であること。新規返礼品の提案に限る。）
- (6) インターネット環境を整え、出荷管理システムの使用が可能であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員等でない者及びそれらの利益となる活動を行う者でないこととします。

2. 返礼品の要件

- (1) 御浜町で製造・栽培等されている農林水産物・工芸品・町内施設でのサービスの提供が可能なものなど、御浜町の魅力を伝えることができ、御浜町のPRに繋がるようなものとします。
- (2) 御浜町内で生産・製造・加工されているもの、御浜町内で主要な部分が生産されているもの、御浜町内で製造・加工・その他の工程のうち主要な部分が生産されているもののいずれかに該当していることとします。
- (3) 商品情報の開示が可能であることとします。
- (4) 令和7年の総務省告示の改正に伴い、令和8年10月以降、地場産品基準第3号に該当する返礼品については、返礼品提供事業者により「御浜町において当該返礼品等の価値の過半が生じている旨の証明」がなされていることが、返礼品取扱いの要件となります。また、返礼品の名称、御浜町内において生

じた価値の割合、製造地・加工地、一般販売価格等については、公表することとなります。(提出書類キ)

- (5) 返礼品等の調達費用について、合理的な理由がなく一般販売価格より高額で調達することがないようにする必要があります。
- (6) その他、国（総務省）の示す趣旨・基準を踏まえたものであることとします。
- (7) やむを得ない事情を除き、提案採択後の返礼品の変更は原則受け付けません。

なお、上記の要件を満たす場合であっても、配送その他の都合により、お礼の品としての取り扱いを認められない場合があります。

※上記条件の他、御浜町に関連する商品等で町長が認めた場合はこの限りではありません。

また、指定対象期間※1（別紙）に新たに返礼品等の提供を開始する場合、総務省の承認が得られなければ御浜町の返礼品として提供することはできません。

3. 寄附額の設定

- (1) 町は 5,000 円以上の寄附に対して返礼品を贈呈します。
- (2) 返礼品の価格は寄附額の 3 割以下とし、送料を除くすべてを含めた価格とします。
- (3) 寄附金額は返礼品の価格に応じて 3 割以下となるように御浜町で設定します。

4. 費用負担

- (1) 返礼品の商品代金及び送料は、御浜町が負担します。
- (2) 寄附者からの商品の品質等へのクレームにより商品の回収及び再配達を行った場合にかかる費用は、提供事業者の負担となります。

5. 返礼品の発送

- (1) 返礼品の出荷の際に、御浜町からの「お礼状」を必ず、同梱すること。

※近隣の事業者様は御浜町にてお礼状のお受取をお願いします。

- (2) 令和 6 年度より返礼品の集荷委託を導入しています。

御浜町から集荷委託を受けた配送業者が配送伝票を作成し、返礼品提供事業者を持ち込みます。その後、事業者が指定する日にちに配送業者が集荷をします。伝票の有効期限は 1 か月となっており、1 ヶ月を経過すると伝票料金が再度、発生しますので有効期限内の発送のご協力をお願いいたします。

6. 代金の請求

- (1) 商品代金と送料は御浜町が委託している外部事業者が御浜町に代わってお支払いします。

- (2) 毎月月初めに、出荷依頼管理システム※2 経由で、請求金額の確認を行い承認していただくことで請求完了とします。(請求書のご提出は不要です。)
 - (3) 複数回の商品について、1ヶ月ごとの発送完了の都度、お支払いをします。
 - (4) 返礼品提供事業者様へのご入金は、毎月月末頃になります。(大型連休等・年末・年始のお支払いについては、会計の都合によりこの限りではありません。)
- ※2 お礼の品や寄付者の管理をするシステム(採択後、ID・パスワードを付与します。)

7. 返礼品提供事業者の責務

- (1) 個人情報の取扱いについては「御浜町個人情報の保護に関する法律施行条例」及び関係法令を遵守し、適切に管理すること。また、提供事業者でなくなった後も同様の取扱いとし、システムは削除すること。
- (2) 返礼品等に関するクレーム対応や補償については、御浜町は一切の責任を追わないものとし、寄附者からのクレーム等があった場合は、事業者において真摯に対応し解決に努めること。また、クレーム等の内容については、御浜町へ報告をすること。
- (3) 事業者情報や口座、個人情報管理者等の変更をする場合には、速やかに所定の様式により変更の届け出を行うこと。
- (4) 上記の内容をふまえ御浜町がふるさと納税業務を委託している委託会社と返礼品提供事業者間とで契約を締結することとする。

8. 提供事業者のメリット

- (1) ふるさと納税ポータルサイトに返礼品が掲載され、全国に向けて発信が可能。
- (2) 返礼品の発送にあたり、自社の商品カタログ・チラシ等同梱することが可能。
- (3) ふるさと納税を通して、自社商品をPRすることで販路拡大が期待できます。

9. 返礼品提供事業者の取消し

- (1) 本要綱第1に定める要件に適合しなくなったと認められる場合
- (2) 申込内容等に虚偽があった場合
- (3) 町に損害を及ぼす行為があった場合
- (4) 決定を取り消された返礼品業者に損害が生じても、町は一切の責任を負いません。

10. 返礼品提供事業者・返礼品の変更等

- (1) やむを得ない事情の返礼品の変更の場合
御浜町まちづくり寄附金(ふるさと納税)返礼品(登録・変更)届を提出
(提出書類ウ)

- (2) 事業者又は返礼品を取消したい場合
御浜町まちづくり寄附金（ふるさと納税）（事業者・返礼品）登録取消申出書を提出
- (3) 登録事業者の代表者等に変更があった場合
御浜町まちづくり寄附金（ふるさと納税）返礼品提供事業者（登録・変更）申請書を提出（提出書類ア）
いずれの書類も必要事項を記入して御浜町役場に提出してください。

11. その他留意事項

- (1) 発送する特産品等に自社の商品チラシ等を同封いただくことは可能ですが、寄附申込者へのセールス活動（ダイレクトメール、電話・FAXによるセールス等）は禁止します。（同封のチラシをご覧になった寄附申し込み者から、2次注文があった場合はこの限りではありません。）

12. 申込方法

- (1) 提出書類
- ア 御浜町まちづくり寄附金（ふるさと納税）返礼品提供事業者（登録・変更）申請書
 - イ 誓約書
 - ウ 御浜町まちづくり寄附金（ふるさと納税）返礼品（登録・変更）届
 - エ 納税確認書（御浜町の町税に滞納がないことの証明）
 - オ 御浜町まちづくり寄附金（ふるさと納税）に係る返礼品代金の振込先
 - カ 付加価値返礼品表
 - キ 証明書及び工程表（地場産品基準第3号に該当する場合のみ）
 - キ 返礼品画像のデータでの提出
- (2) 提出方法
電子メールまたは、郵送及び役場へ持参
- (3) 提出先
御浜町阿田和 6120 番地 1
御浜町役場 総務課 財政係（ふるさと納税）宛
Mail : m-soumu@town.mihama.mie.jp

※メール紛失防止のため、メールの件名には「御浜町ふるさと納税」をいれて送信してください。

※1【指定対象期間に新たに返礼品等の提供を開始する場合】

指定対象制度とは

ふるさと納税の特例控除対象（ワストップ[®]申請可能）自治体として指定を受けるための制度です。その期間が指定対象期間です。（10月1日～9月30日）

その対象期間の間に新たに返礼品を提供しようとする場合に、総務省に照会をし「承認」を得なければならないとされています。

【照会の日程】

令和8年4月8日	～	4月14日	自治体 → 国	提出
令和8年4月15日	～	6月15日	国 → 自治体	承認

※総務省への照会手続きは町で行います。